

付録 N: ガイドラインにて述べている用語の説明

1. ボキャブラリに関する用語

ある利用目的で用いられている XML 文書を構成している要素や属性を集めたものをボキャブラリと呼ぶ。本ガイドラインにおいては、行政機関への申請書に関するボキャブラリについて言及している。

申請書共通ボキャブラリ

行政分野の申請で共通に用いられ、再利用が見込まれる要素やデータ型の定義を集めたものを本ガイドラインにおいて「申請書共通ボキャブラリ」と称する。「申請書共通ボキャブラリ」の策定にあたっては、各省庁の申請書様式中に共通して出現する記載項目を収集・分析した上で、申請書様式に共通して用いられる可能性の高いものを抽出してまとめている。

分野別共通ボキャブラリ

「申請書共通ボキャブラリ」が各省庁の申請書様式中に共通して出現する項目に着目しているのに対して、ある一定の分野に関して出現頻度の高い項目をまとめたものを「分野別共通ボキャブラリ」という。具体的には金融分野や勘定項目に関するものや、物理量を示すもの等がある。

エンティティによる参照

「申請書共通ボキャブラリ」に挙げられたモジュールを参照する方法の1つ。

構造(構造に対するデータ型の定義を含む)による参照。法令の制約上、意味は同じであるが様式上の項目名が異なる場合等に、別に定義されたモジュールの構造を引用し、タグ名や要素名を定義できる方式。

エレメントによる参照(XML Schema においては“データ型による参照”)

「申請書共通ボキャブラリ」に挙げられたモジュールを参照する方法の1つ。

要素による参照。特に様式に依存せずタグの名称が決まっている場合に、エンティティで定義した構造に対し、そのままタグ名として利用できる方式。なお、XML Schema においては「データ型による参照」と呼ぶ。

2. 申請書の記載項目の分類に関する用語

行政機関への申請・届出手続には、その手続の根拠となる法令が必ず存在している。このため、申請書様式の記載項目は、これら法令を満たすために必要な構成要素といえることができる。これらの様式構成要素は4つの種類に分類することができる。

様式構成要素

申請書様式において、「どの法令を根拠として(法令名・様式を規定している法令)」、「誰が(提出者)」、「どこへ(あて先)」、「いつ(提出日)」、そして「何を(内容)」を示す記載項目のこと。本ガイドラインではこれらの記載項目をそれぞれ「様式識別要素群」「記載内容要素群」「記載支援要素群」「行政使用要素群」と呼ぶ。

様式識別要素群

根拠となる法令との対応関係を示すための構成要素。具体的には、文書名、あて先、法令名、手続名等。

記載内容要素群

審査に必要な情報等、申請・届出の内容を記載するための構成要素。具体的には、提出日や申請届出内容(当該手続における具体的な届出事項)等。

記載支援要素群

申請書の作成を支援するための情報を付与するための構成要素。具体的には記載要領、注等。

行政使用要素群

審査の過程で生じた情報を行政機関が記載するための構成要素。具体的には、申請書受付時の受番の記入欄や、行政機関内部での処理年月日の記入欄等。

3. 申請書の論理構造に関する用語

申請書の記載項目の論理構造は、「(申請書の) 管理用部分」と「(申請書の) 内容部分」から構成される。「(申請書の) 内容部分」は、更に、「様式個別部分」と「様式共通部分」から成る。

(申請書の)管理用部分

申請書の記載項目のうち、文書番号(様式番号)や文書名等、申請書を管理・識別するために必要な、様式に共通する部分を指す。「(申請書の)内容部分」と共に、申請書の記載項目の論理構造を構成する。

(申請書の)内容部分

申請書の記載項目のうち、申請内容を具体的に記述する部分を指す。「(申請書の)内容部分」は「様式個別部分」と「様式共通部分」から成る。「(申請書の)管理用部分」と共に、申請書の記載項目の論理構造を構成する。

様式共通部分

「(申請書の)内容部分」のうち、様式に依存せず共通して現れる記載項目の部分を指す。具体的には、「日付」、「住所」、「電話番号」、「氏名」等である。

様式個別部分

「(申請書の)内容部分」のうち、様式毎に異なる、様式固有に使用されている項目の部分を指す。